

交付申請の内容(詳細)

(1) 米の直接支払交付金

米の直接支払交付金の交付を受けたいので、経営所得安定対策実施要綱（以下「実施要綱」といいます。平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の第7の1の（5）の規定に基づき、地域農業再生協議会から地域センターに報告された主食用水稲の作付面積から自家消費等分10aを控除して算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(注) 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、実施要綱に基づき米価変動補填交付金が交付されます。

(2) 畑作物の直接支払交付金

① 数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱の第7の4の（1）の②のイの規定に基づき、対象農産物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

② 営農継続支払

営農継続支払の交付を受けたいので、実施要綱の第7の4の（2）の④の規定に基づき算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第9号の1）の提出が必要になります。

(3) 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱の第7の5の（5）の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(4) 再生利用交付金

再生利用交付金の交付を受けたいので、実施要綱の第7の6の（6）の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した作付面積により確定した交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。